

令和3年4月7日

各位

島根県農業信用基金協会

島根県松江市における大規模火災の被災により借入金の返済が
困難となった個人のお客様へ

このたびの大規模火災により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

「島根県松江市における大規模火災」については、災害救助法が適用されたことにより、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の対象災害となりました。

被災により、お借入金の返済が困難となるなど生活再建でお悩みの方は、本ガイドラインを利用して、一定の要件の下、住宅ローン（基金協会保証付き）などの債務の免除や債務の減額を受けることができます。

当協会でも、ご相談を受け付けております。

お客様の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

詳細は、一般社団法人東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関のホームページをご確認下さい。 < <http://www.dgl.or.jp/> >

担当部署：業務部
TEL：0852-31-3628